

稚内市国民保護協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 稚内市国民保護協議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、稚内市国民保護協議会会長等の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の定員は原則 10 人とし、傍聴の受付は先着順で行ないますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、稚内市国民保護協議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会議において、危険物及びこれに類するものの持ち込みはできません。必要に応じて持物検査を行なわせていただく場合があります。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
(わからないことがあれば、事務局にお聞きください。)
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。